

## 建設工事発注機関用安全衛生のしおり

熊 本 労 働 局  
労 働 基 準 部

## 目 次

労働災害防止のための発注者の役割について	1
労働安全衛生法に定める発注者に関する事項	4
労災かくし	9
建設工事にかかる労働災害防止上の重点事項	12
その他	
1 資格を必要とする作業一覧	
2 明り掘削の作業	

# 労働災害防止のための発注者の役割について

## 1 発注者が配慮すべき事項

建設工事において、工事が安全に行われるために発注者の配慮が重要であることから、労働安全衛生法第3条第3項において「安全で衛生な作業のため配慮すべきこと」を定めており、その内容としては以下のことが考えられます。

施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等

施工時の安全衛生を確保するため必要な経費の積算

施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示

適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導

分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にとっては、次の事項

イ 個別工事間の連絡調整、情報の提供

ロ 工事全体の災害防止協議会の設置

## 【解説】

### の1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定

工期が十分でない場合に、完成予定日にあわせるために無理な作業を行うことが懸念されます。

また、工事の計画届を必要とする仕事については、事業者の届出が期日以内になされるよう、発注者においても余裕を持った設計を行う等配慮することが求められます。途中の設計変更においても同様です。

工期の設定にあたり、週法定労働時間が40時間となっており、1日の労働時間が8時間の場合は週休二日制を前提とするとすることとなります。（労働基準法第32条）

### の2 施工時の安全衛生の確保に配慮した設計の設定

土木工事の掘削工事において、土砂崩壊の危険があるにもかかわらず、土止めの措置を行うことなく急な勾配で切り取りを行った結果、災害につながった例が見られます。

このような場合、無理な施工を強いたとして発注者側の監督員等が元方事業場責任者等とともに労働安全衛生法違反の疑いで送検されることとなります。

発注者においては、工事の設計にあたり、法令に定められた勾配による土石崩壊防止措置を講じることはもちろん、施工段階において、土砂崩壊の危険が生じ計画の見直しが必要となった時は、組織として技術的判断を行うことが必要です。

仮にも、予算的制約のみを理由として無理な施工を強いることがあってはならないものです。

施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算

コスト縮減の中であっても、足場工、支保工等安全確保上重要なものにつ

いて、適切な経費計上が重要です。

また、施工において請負業者に計画どおり設置させることも重要であり、適切な積算と適切な施工が重要です。

施工時の安全衛生を確保する上で重要な場合における施工条件の明示

土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、土砂崩壊等に備えて、防護措置を講ずる必要がある場合は、施工条件の明示をするよう留意することが重要です。

適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導

イ 労働者の災害防止義務は、本来、事業者には課せられているものであり、建設業にあっては元請責任を併せて課しているものですが、公共工事では、一定の安全管理能力を有する業者に発注する等、発注にあたり、適正な施工業者の選定に努めてください。

ロ 施工業者に対し、

- ・現場及び店社（本社、支店等）の安全管理体制の整備
- ・安全施工サイクル活動の徹底  
（安全衛生協議会、朝礼、KY、巡視等）
- ・新規入場者教育等の教育の実施
- ・マネジメントシステムの導入

等が徹底されるよう指導することが必要です。

分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事について

イ 道路新設工事、河川災害復旧工事等においては、工事が近接していることから、発注者及び請負業者間において、必要な情報を共有し連絡調整を行うとともに、非常時の対応措置を定める等の発注者及び請負業者相互の連絡体制の整備が重要です。

ロ 各現場の元方事業者をもって構成する災害防止協議会を設置し、請負業者相互の連絡調整を図るとともに、安全衛生意識の向上を図ることが重要です。

## **2 設計並びに工法について特段の配慮を必要とする事項（具体的実施事項）**

特に土木工事における明り掘削の作業に係る設計について

イ 手掘り（機械掘削面の法面修正作業等を含む）における掘削面のこう配及び高さを基準どおりとすること。（労働安全衛生規則第 356 条参照）

ロ 下水道管布設工事等のため溝を掘削する場合には、深さにかかわらず地山の崩壊のおそれがある場合は、土止め支保工を設けるか勾配を 75 度以下としてください。

特に埋め戻し地等で作業を行う場合は留意することが必要です。

足場については、原則として枠組足場等の本足場（作業床の幅が 40 cm 以上のもの）で設計してください。

車両系建設機械の用途外使用について

荷のつり上げの作業を行う場合にあっては、「作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき」であり、かつ、一定の構造並びに作業条件を満たした場合に認めているものであるので、無条件に用途外使用を前提と

した内容で発注を行うことは適切でないことに留意してください。

(労働安全衛生規則第 164 条第 2 項及び平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号通達)

活線に近接する建設工事の作業を行わせる場合には、充電電路の移設又は絶縁用防護具を装着する方法とする内容で発注して下さい。(労働安全衛生規則第 349 条参照)

有害業務について

イ 地下室、閉め切った浴室等通風が不十分な場所で塗装等有機溶剤業務を行わせる場合は、全体換気装置を設けるとともに呼吸用保護具を使用させる方法とする内容で発注して下さい。

ロ 酸素欠乏危険場所では、作業環境の測定、換気等を実施する方法とする内容で発注して下さい。

### 3 その他発注上の留意点

工事現場における地下ケーブル、ガス管、水道管等の埋設物については、その管理者との連絡、処理等が発注者において措置されるよう願います。(労働安全衛生規則第 362 条、「埋設物等による危険の防止」参照)

型枠検査等の際は、組立て状況等についても点検してください。

### 4 いわゆる労災かくしの排除について

労災かくしについては、平成 3 年 12 月 5 日付け基発第 687 号「いわゆる労災かくしの排除について」通達により、労災かくしの存在が明らかになったものについて、事案の軽量等を判断しつつ、再発防止の徹底を図るための措置を徹底することとしていますが、未だに労災かくしがあとを絶たない状況にあり、平成 13 年 2 月 8 日付け基発第 68 号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」通達により関係団体等に対して、労災かくしの排除について要請が行われたところです。

労働災害を防止し、労働災害発生時に正しい対処が求められることから、発注者においても、労災かくしの排除について関係事業場に対して指導することが重要です。

### 5 発注者としての労働災害防止活動実施事項

設計、積算及び工事監督を担当する者に対し、安全衛生の知識を付与するための教育を実施してください。

発注者の関係者が工事現場に立ち入るときは、必ず保護帽を着用してください。その他高所作業における安全带、有害業務の保護具等も必要に応じて装着してください。

なお、通常、地方公共団体の出先の工事事務所等については、建設の事業として労働安全衛生法等の規定が適用されます。従って、労働安全衛生法により、職員の安全確保の対策が求められています。ただし、労災補償は、通常、現場職員等を除き、地公災が適用されます。

## 6 発注者自らの取組みについて

### 請負業者の育成

- イ 業者の育成のために職員自らを育成する。方法については、研修の実施のほか、監督員手引きや共通仕様書を職員同士互い勉強する等、職員の技術と認識の向上を図る。
- ロ 中小の業者では、安全面を犠牲にしたコスト縮減がなされる場合がある。  
業者に任せきりでなく、現場を見るべき場合がある。
- ハ 業者間のレベルの差があり、発注者の事務所単位での「安全衛生協議会」を組織させ、その活動によって業者の底上げをする。
- ニ 河川復旧工事などについては、近接する工事をまとめて協議会を組織させ、請負業者に順に当番をさせるなどの方法により、各業者の意識を向上させる。  
請負業者から設計変更の申し出がある場合の対応
- イ 大手業者であれば、金額度外視で、技術判断の結果により工法変更する場合があるが、中小業者では設計変更にかかる技術力が十分ではない。従って、発注者においても技術的判断を含めて検討する必要がある。
- ロ あらかじめ緊急連絡体制を整備し、請負業者と監督員などとの間の連絡が取れるようにしておき、時機を逸しない対応を行う。

## 労働安全衛生法に定める発注者に関する事項

### 労働安全衛生法第3条第3項

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない。

#### (解説) 建設工事の注文者等の責務

第3条第3項では、建設工事契約の注文者に対し、その契約内容を適正なものとするために配慮しなければならないこととしている。

建設工事では、発注者が工期、建設条件を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工することになるので、これらの発注条件が施工方法等に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が附された場合には、施工時の安全衛生の確保が困難となる。

しかし、現実的には安全衛生上問題がある設計条件の発注が行われている例があり、例えば工期が十分でない場合に完成予定日に間に合わせるために無理な作業を行っている事例、安全衛生を確保するための経費が十分に見込まれていないために適切な安全管理、安全教育を行っていない事例などが見られる。建設工事における労働災害の防止を徹底させるためには、その発注者においても工事が安全に行われるようにするために必要な配慮が行われることが重要であることから、本項が設けられたものである。

発注者が配慮すべき事項としては次のようなことが考えられる。

適切な工期を設定すること。なお、工事開始後悪天候その他やむを得ない事情で稼働日数が確保できない場合もあり、そのようなときには、工期の弾力的な取扱いをすることなどが重要です。

工事の安全な施工に配慮した設計を行い、また工法を選定すること。

工費の積算において安全衛生を確保するために十分な経費を見込むこと。

施工条件が変化した場合等には工期や経費についての的確に対応すること。

複数の工区に分けて発注する場合においては工区間の調整をすること。

これは、一つの工事計画が複数の工区に分割されて発注される場合には、この工区における労働災害防止は、原則としてそれぞれの工区の元方事業者及び関係請負人の責任があるが、ある工区の施工の状況等が他の工区の安全に影響を与える場合があるので、そのような場合を想定して発注者が工区間の調整、情報の提供を行うことが必要であるということである。

なお、本項の対象となるのは「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者」であり、建設工事以外の注文者も含まれる。また、注文者等とは、必ずしも発注者に限られるものではなく、例えば、建設工事の元方事業者が専門工事業者等にその建設工事の一部を請け負わせる場合も含まれる。

## 労働安全衛生法第 30 条

### 第 1 項 特定元方事業者等の義務（略）

#### 第 2 項

特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文しているものをいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行われる特定事業の仕事を一以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行うときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該作業を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として 1 人を指名しなければならない。一の場所において行われる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても同様とする。

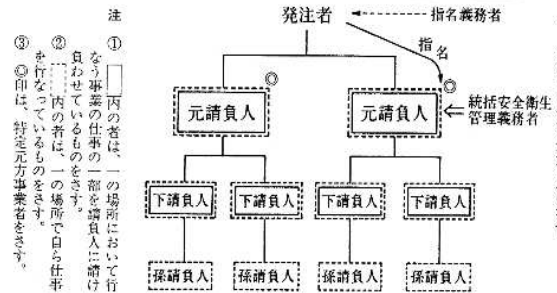
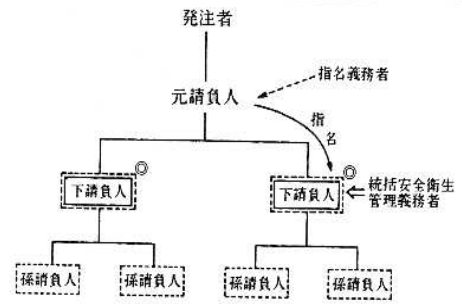
#### 第 3 項

前項の規定による指名はされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

#### （解説）特定元方事業者の指名

第 2 項前段の規定は、建設業における分割発注等の場合にみられるごとく、同一の場所において相関連して行われる一の仕事が二以上の請負人に分割して発注され、かつ、発注者自身は当該仕事を自ら行わない場合について規定したものである。このような場合には、第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき事業者が二以上あることとなるので、統括管理の性質に即し、発注者に、請負人で当該仕事を自ら行うもののうちから同項の規定する措置を講ずべきもの 1 人を指名させることとしたものである。





注  
 ① 丙の者は、一の場所において行なう事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。  
 ② 丁の者は、一の場所で行なう仕事を請け負っているものをさす。  
 ③ 印は、特定元方事業者をさす。

第 30 条第 2 項後段の規定は、元請負人が、分割発注等を行う場合（いわば、トンネル的請負の場合）について同様の定めをしたものである。これを図示すれば右記のとおりとなる。

第 2 項の指名は、建設工事における躯体工事等当該仕事の重要な部分を請け負ったもの（当該仕事の主要な部分を請け負ったものが二以上あるときは、これらの請負人のうち最も先次の請負契約の当事者である者又はこれらの請負人が互選した者）について、予め、その者の同意を得て行わなければならない。

第 2 項の指名ができないときは、遅滞なくその旨を労働基準監督署長に届け出なければならない。この場合は、労働基準監督署長が介入することとなる（第 3 項）。

第 2 項又は第 3 項の規定により指名された請負人は、第 1 項の措置を講じなければならない。それ以外の請負人は、たとえ特定元方事業者の地位にあつたとしても、第 1 項の措置を講ずべき義務を免れる。

**労働安全衛生法第 31 条の 3（違法な指示の禁止）**

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

**（解説）**

建設現場においては、仕事を管理する注文者が関係請負人に対して当該仕事にかかる指示を行うことが少なくない。この場合、その指示のとおりに行えば請負人が法令に違反してしまう場合があり、その結果労働災害につながっている例もある。

そこで、そのような指示が行われないようにする必要があることから、注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させるならば、本法又は政省令の規定に違反することとなる指示をしてはならないことを明文化したものである。

本条は、指示を行った者が本法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為が行われることを認識して当該指示を行った場合に適用されるものであり、指示の内容が一般的であつて、請負人がその指示に従つたとしても本法又は関係政省令の規定に違反することなく当該指示の目的を果たせる場合において、結果として請負人が命令違反を行ったようなときについては、適用がない。

なお、本条は建設業のみその適用が限定されるものでなく、業種を問わずあらゆる請負関係に適用されるものである。



## (主要解釈例規)

### 注文者の違法な指示の禁止

建設現場においては、仕事を管理する注文者が当該仕事にかかる指示を請負人に対し行うことが多いが、このような場合に、注文者の指示どおり仕事を行えば請負人が法令に違反してしまう場合もあり、それが労働災害につながっている例もあるので、そのような違法な指示が行われていないようにする必要がある。

このため、注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させてならば、この法律又はこれに基づく命令に規定に違反することとなる指示をしてはならないこととしたこと。(平 4.5.22、基発第 43 号)

### 違法な指示の禁止

本条は、指示を行った者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令に違反する行為が行われることを認識して当該指示を行った場合に適用されるものであり、指示の内容が一般的であって、請負人がその指示に従ったとしても労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反することなく当該指示の目的を果たせる場合においては、結果として請負人が命令違反を行ったようなときについては、その適用がないこと。(平 4.8.24、基発第 480 号)

## 労働安全衛生法第 88 条 (計画の届出等)

(厚生労働大臣等への届出等)

高さが 300m 以上の塔の建設の仕事等の特に大規模な仕事であって、重要な労働災害を生ずるおそれのある仕事を開始しようとする事業者は、その計画を仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。また、これらの大規模な仕事以外の一定の仕事を開始し、又は一定の機械設備を設置、移転等しようとするときは、その計画を建設の仕事にあっては工事開始の日の 30 日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。これらの届出のうち建築工事に関連のあるものは表 2 のとおりである。

表 1 厚生労働大臣へ計画の届出を必要とする仕事

(労働安全衛生規則第 89 条の 2)

仕事の種類	規模等
建築工事	高さが 300m 以上の塔の建設の仕事
潜函・シールド工事等	ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事
ダム工事	堤高が 150m 以上のダムの建設の工事
橋梁工事	最大支間 500m (つり橋にあっては 1000m) 以上の橋梁の建設の仕事
ずい道工事	長さが 3000m 以上のずい道等の建設の仕事
	長さが 1000m 以上 3000m 未満のずい道で 50m 以上の深さのたて坑の掘削を伴うもの

(注) 上表の仕事の計画は、厚生労働大臣に直接届け出ること。

表2 所轄労働基準監督署長への計画の届出を必要とする仕事又は設備  
(労働安全衛生規則第88条、第90条、別表第7)

仕事又は設備の種類	能力・規模等	備考
型わく支保工	支柱の高さが3.5m以上のものに限る	
足場	つり足場、張出し足場、それ以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限る	組立から解体までの期間が60日未満のものは、該当なし。
軌道装置		同上
架設通路	高さ及び長さがそれぞれ10m以上の構造のものに限る	同上
クレーン	つり上げ荷重が3t以上	3t未満は、設置報告書提出
デリック	つり上げ荷重が2t以上	2t未満は、設置報告書提出
エレベーター	積載荷重が1t以上	1t未満は、設置報告書提出
建設用リフト	ガイドレール又は昇降路の高さが18m以上で、積載荷重が0.25t以上	18m未満は、設置報告書提出
ゴンドラ		
*建築工事	高さ31mを超える建築物又は工作物の建設等の仕事	
*掘削工事	掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業	
*潜函・シールド工事等	圧気工法による作業を行う仕事	
*石綿の除去	耐火建築物に吹き付けられている石綿の除去の作業	
*焼却炉解体等	廃棄物の焼却施設に焼却炉等の解体等の仕事	

(注) \*印は、14日前までに届け出ること。

### 同第8項

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令(第3項又は第4項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。)をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者(当該仕事を自ら行う者を除く。)に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

(解説) 発注者等に対する勧告又は要請

事業者に対し第7項の命令を発するだけでは、継続的に工事の発注を行って

いる発注者が、今後、安衛法上問題のある発注条件を附さないことについて、十分注意を喚起することができない。また、事業者が行政機関からの命令等に基づく改善措置を講ずるに当たっても、発注者の附する発注条件を変更するためには時間を要し、迅速な改善措置の実施が困難な場合が考えられる。このような状況に鑑み、厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、法第 88 条第 7 項の規定に基づき工事差止命令等をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令にかかる工事の発注者等に対し、今後、安衛法上問題となるような発注条件を附さないよう留意すること等労働災害防止対策に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができることとした。法第 88 条第 3 項及び第 4 項では、建設業等に属する事業の仕事のうち一定のものについて、事業者は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長に対し、その計画を届けなければならないこととし、当該届出にかかる事項が安衛法の規定に違反するときは、厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、同条第 7 項の規定により届出事業者に対して工事の開始の差し止め又は計画の変更を命令することができることとされているが、その命令の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができることとしている。勧告又は要請の具体的内容としては、例えば、発注者に対し、今後安衛法上問題となるような発注条件を附さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等が考えられる。なお、これらの勧告又は要請は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として附していることを理由として行われるものであるから、設計図等において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる。

## 主要解釈例規

### 発注者等を行う勧告又は要請

第 88 条第 8 項又は第 98 条第 4 項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を附していることを理由に行うこととしているものであり、従って設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。(昭 63.9.16、基発第 601 号の 1)

## 労災かくし

### 1 労災かくしは犯罪です

事業者は、労災事故が発生した場合、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、50 万円以下の罰金に処せられます(労働安全衛生法第 120 条、第 122 条)。つまり、労災かくしは法違反であり犯罪行為ということになります。

事業者が労災かくしを行った場合の最大の被害者は、事故に被災した労働者です。労災保険の手続きが適切に行われていれば、被災者は負傷や疾病に対する治療、休業に対する補償をはじめ、仮に身体に障害が残った場合にも、労災保険制

度によって手厚く保護されることとなります。しかし、労災かくしが行われると、被災者は健康保険で自己負担をしながら治療を受けることになり、休業期間中の補償もなく、大きな不安を抱えることとなります。実際、今後の生活に不安を抱いた被災者が、労働基準監督署に相談することで、労災かくしが発覚したケースもあります。

このほかにも労災かくしには、次に示すような様々な弊害が上げられます。労災かくしは、悪質な行為であることを今一度理解しましょう。

- (1) 労災保険による適正な給付が行われず、被災労働者や下請業者が負担を強いられることになっています。
- (2) 事業場が労働災害の発生をかくすことにより、自主的な再発防止対策が講じられなくなり、労働者の労働意欲が減退することにもなる。
- (3) 労働基準監督機関が労働災害発生原因等を正確に把握できず、災害発生事業場に対し、再発防止対策を確立させることができない。
- (4) 労働災害の発生原因が究明することができないため、同種の事業場に対する適切な労働災害防止対策を講ずることができない。

## 2 労災かくしを防止するためには

労災かくしを防止するにはどのようにすればよいのでしょうか。労災かくしの半数以上を占める建設業を中心に、その対策は次のとおりです。

### (1) 現場で実施すべきこと

朝礼時に「労災かくしは行わない」ことを確認する。

新規入場者に対して、けがをした際には、必ず報告するよう指導し、それを徹底する。

災害が発生した場合は、速やかに適切な措置をとる。協力会社が自社で処理するよう申し出ても拒否する。

作業員が労災事故を報告しやすい雰囲気づくりを行う。

作業員に対して労災事故に健康保険は使えないこと等、保険制度の説明を行う。

### (2) 支店・店社で実施すべきこと

労災かくしは犯罪であるとの啓発を徹底する。

安全衛生パトロール時などに、指導を行う。

不休災害については、本当に不休災害なのかどうかを調査するなど、労災かくしのできない環境を作る。

事故発生時には、現場から即時に支店、店社に報告するよう指導する。

### (3) 製造業等で実施すべきこと

無災害記録にこだわりすぎ、労働者が労災事故を報告しにくい雰囲気を作らない。

労災事故に健康保険は使えないことをきちんと説明する。

### 3 送検事例

#### (1) 事例 1

労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、建設会社 A と経営者 B を 地方検察庁に書類送検した。

経営者 B は、同社が請け負った工事現場で、同社の作業員が作業中に高さ約 7.5m の足場から墜落し、両手首骨折の重傷を負って 4 日以上仕事を休んだにもかかわらず、労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

#### (2) 事例 2

労働災害が発覚するまで「労働者死傷病報告」を提出しなかったとして労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、2 次下請である塗装業 B の代表 A と 3 次下請の塗装業 C の代表者 D を 地方検察庁に書類送検した。

マンション新築現場で、C の作業員が吹き付け塗装をするためのシート張りをする際、転倒し右手首を複雑骨折したが、B と共謀して、「受注を確保するために元請に労災保険で迷惑をかけたくない。」として労働災害を隠匿したものの。

#### (3) 事例 3

労働基準監督署は、虚偽の「労働者死傷病報告」で労災かくしを行ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで建設会社 D と同社の専務取締役 B を 地方検察庁に書類送検した。

同社は元請建設会社から 2 次下請したビル建設工事を行っていたが、同社の労働者が同建設現場で熱湯を浴び全治 3 週間のやけどを負った労働災害が発生した際、「自社の資材置き場で起きた。」と同労働基準監督署に虚偽の報告をした疑い。

工事現場での労働災害は、元請建設会社の労災保険で補償されることになっているが、同社専務 B は「元請の労災保険を使うと迷惑がかかり、仕事がもらえなくなると思った。」と供述。

## 建設工事にかかる労働災害防止上の重点事項

【平成 19 年 3 月 22 日付け、基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(一部抜粋)】

### 建設業における総合的労働災害防止対策の推進について

#### 1 基本的考え方

建設業は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、建設業における労働災害防止対策においては、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、当該現場を管理する本店、支店、営業所等がそれぞれ工事現場への安全衛生指導・援助を的確に行うことが重要である。

また、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが厳しく認識し、率先垂範して、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動の活性化を図る必要がある。

さらに、国土交通省から各地方整備局等に対して毎年通知される「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」において、直轄土木工事における発注者としての実施事項等が示される等、発注者自らの取組も進められているところであり、発注者と労働基準行政との連携も重要になってきている。

このような状況の中で、建設業における労働災害防止対策の推進に当たっては、工事現場における統括管理を基本とし、工事現場における安全衛生管理に対して、当該現場を管理する本店、支店、営業所等が指導・援助を的確に行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となって、総合的に推進していくこととする。また、この対策の推進に当たっては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置(以下「危険性又は有害性等の調査等」という。)の実施及び事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることとする。

#### 2 安全衛生管理の実施主体別実施事項

事業者、建設業労働災害防止協会、総合工事業者等の団体及び発注者においては、次の実施事項についての的確に実施すること。

なお、別添 1「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」を示すので、この実施事項について、その的確な実施に格段の努力を傾けること。

- (1) 事業者においては、別添 2「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」を徹底すること。当該措置の確実な実施及び自主的な安全衛生活動の推進のため、平成 18 年厚生労働省公示第 1 号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく危険性又は有害性等の調査等を実施するように努めるとともに、平成 11 年労働省告示第 53 号「労働安全衛生マネ



ジメントシステムに関する指針（以下「マネジメント指針」という。）に基づき、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、組織的かつ体系的に安全衛生水準の向上を図ることに配慮すること。

- (2) 建設業労働災害防止協会においては、労働災害防止に関する長期的な事業計画の策定、各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進、安全衛生教育の充実、広報活動の推進、安全衛生診断、安全衛生相談等事業者に対する支援事業の実施等、事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助を主体的に行うこと。また、危険性又は有害性等の調査等の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入について、その促進を図ること。
- (3) 総合工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会との連携の下、各種工法、工事用機械設備等についての安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知並びに安全衛生意識の高揚のための諸活動を企画・実施すること。  
また、工事を直接施工する専門工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会との連携の下、安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育等を実施すること。  
さらに、これら団体においては、危険性又は有害性等の調査等の実施並びに労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進を図ること。
- (4) 発注者においては、国土交通省等が実施する特別重点調査等公共工事における極端な低価格の受注による悪影響を防止するための対策が進められていることを踏まえ、計画段階における安全衛生の確保とともに、施工時の安全衛生の確保にも配慮すること。また、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入等事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりを行うこと。

## 建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項

区分	実施事項
元 方 事 業 者	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-right: 10px;">工 事 現 場</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(以下「マネジメント指針」という。)に基づく現場における安全衛生方針(工事安全衛生方針)の表明</li> <li>2 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化</li> <li>3 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置(以下「危険性又は有害性等の調査等」という。)の実施事項の決定</li> <li>4 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成</li> <li>5 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施</li> <li>6 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善</li> <li>7 工事用機械設備の点検等による安全性の確保</li> <li>8 安全な施工方法の採用</li> <li>9 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示</li> <li>10 土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導</li> <li>11 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施</li> <li>12 関係請負人が現場に持ち込む機械設備(以下「持込機械等」という。)の安全化への指導及び有資格者の把握</li> <li>13 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等</li> <li>14 関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等</li> <li>15 現場作業員に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施</li> </ol> </div>

	店社 (本支店 営業所等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定</li> <li>2 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進</li> <li>3 施工計画時の事前審査体制の確立</li> <li>4 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援</li> <li>5 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援</li> <li>6 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導</li> <li>7 工事用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備</li> <li>8 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助</li> <li>9 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施</li> <li>10 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善</li> <li>11 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し</li> <li>12 下請協力会の活動に対する指導援助</li> <li>13 災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等</li> <li>14 各種安全衛生情報の提供</li> </ol>
関係 請負 人	工 事 現 場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全衛生責任者の選任等安全衛生管理体制の確立</li> <li>2 元方事業者の行う統括管理に対する協力</li> <li>3 店社及び元方事業者と連携した危険性又は有害性等の調査等の実施</li> <li>4 作業主任者、職長等による適切な作業指揮</li> <li>5 使用する工事用機械設備等の点検整備及び元方事業者が管理する設備についての改善申出</li> <li>6 ツールボックスミーティングの実施等による安全な作業方法の周知徹底及び安全な作業方法による作業の実施</li> <li>7 移動式クレーン等を用いる作業に係る仕事の一部を関係請負人に請け負わせる場合における的確な指示の実施</li> <li>8 持込機械等に係る点検基準、安全心得、作業標準、安全作業マニュアル等の遵守</li> <li>9 新規入場者に対する教育の実施</li> <li>10 仕事の一部を他の請負人に請け負わせて作業に係る指示を行う場合における的確な指示の実施</li> <li>11 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムに基づくシステムの構築</li> </ol>

	<p>店 社</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全衛生推進者の選任等安全衛生管理体制の確立</li> <li>2 店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定</li> <li>3 元方事業者と連携した工事現場における危険性又は有害性等の調査等の実施支援</li> <li>4 安全衛生教育の企画、実施</li> <li>5 安全衛生意識高揚のための諸施策の実施</li> <li>6 安全衛生パトロールの実施</li> <li>7 持込機械等に係る点検基準、安全心得、作業標準、安全作業マニュアル等の作成による作業等の安全化の促進</li> <li>8 下請協力会の行う災害防止活動への積極的参加</li> <li>9 災害統計の作成、災害調査の実施等</li> <li>10 建設業労働災害防止協会が示す専門職種に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの構築</li> </ol>
<p>建設業労働災害防止協会</p>	<p>総合工事業団体 専門工事業団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険性又は有害性等の調査等（危険有害特定モデル）並びに労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発</li> <li>2 設備、施工方法及び作業の安全化についての調査研究の実施及びその結果についての周知</li> <li>3 安全衛生教育の実施及び勸奨</li> <li>4 安全衛生意識高揚のための広報活動等諸施策の実施</li> <li>5 各種情報の分析及び提供</li> <li>6 安全衛生診断、安全衛生相談、安全衛生点検等の実施</li> <li>7 安全衛生パトロールの実施</li> <li>8 専門職種に応じた安全作業マニュアル、労働安全衛生マネジメントシステム等の作成・普及</li> </ol>
<p>発注者</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等</li> <li>2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算</li> <li>3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示</li> <li>4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導</li> <li>5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にとっては、次の事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別工事間の連絡及び調整</li> <li>(2) 工事全体の災害防止協議会の設置</li> </ol> </li> <li>6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入</li> </ol>

建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置

1 基本的事項

(1) 工事の計画段階における安全衛生の確保

労働災害防止を図るには、工事を施工する前に、仕事の工程、機械設備等について、安全衛生面から事前の評価を行うことが重要であり、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 88 条の計画の届出の対象の工事はもとより、対象とならないものについても、法第 28 条の 2 により危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）を実施すること。このため、企業内の事前評価体制を確立するとともに、当該工事の計画作成に参画する有資格者等の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。さらに、事前評価の内容の充実を図るため山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針等のセーフティ・アセスメント指針を活用すること。

(2) 安全衛生管理体制の整備等

ア 工事現場における安全衛生管理の確立及び体制の整備

工事現場における安全衛生管理が適切に実施されるためには、工事全体を統括管理する元方事業者が主導的な役割を果たすとともに、元方事業者及び関係請負人がそれぞれ果たすべき役割に応じて、安全衛生管理を推進することが重要であること。

(ア) 元方事業者の実施事項

元方事業者においては、平成 7 年 4 月 21 日付け基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針について」により、工事現場の安全衛生管理を行うこと。特に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等及び店社安全衛生管理者等の選任、これらの者の責任と権限の明確化及び職務の励行等統括安全衛生管理体制を確立し、安全衛生計画の作成による施工と安全衛生管理の一体化、法第 30 条第 1 項各号の事項の実施、関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示、土砂崩壊等のおそれのある作業場所における安全確保についての関係請負人に対する指導及び援助、注文者として設備等を関係請負人の労働者に使用させる場合の適切な措置の実施等を徹底すること。

また、店社及び関係請負人と連携して、工事現場の危険性又は有害性等の調査等を実施するとともに、元方事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全衛生活動を展開すること。

さらに、関係請負人が行う労働者の健康管理について、元方事業者は、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

なお、移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請

負わせて共同して当該作業を行う場合には、作業内容、指示の系統等についての連絡調整の実施を徹底すること。

(イ) 関係請負人の実施事項

工事を直接施工する関係請負人においては、元方事業者との連携を強化し、統括安全衛生責任者との連絡等安全衛生責任者の職務の徹底を図ること等により元方事業者の講ずる措置に応じた適切な措置を講ずること。

イ 本店、支店、営業所等による工事現場に対する指導・援助の充実

工事現場における安全衛生管理は、それぞれの事業者の本店、支店、営業所等における安全衛生管理に左右されることが多いことから、経営トップの安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、店社安全衛生管理者等による工事現場に対する指導をはじめ、工事現場における統括安全衛生管理体制の確立、危険性又は有害性等の調査等の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進のための指導・援助を行うこと。

(3) 工事中機械設備に係る安全性の確保

ア 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施

工事中機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報を活用して危険性又は有害性等の調査等を行い、適切な安全方策を検討すること。さらに、安全装置が機能しない状態で使用することのないよう建設用機械等について法令に定められた適正な方法による作業を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検、修理等を適正に実施すること。

また、定格荷重を超えた荷のつり上げ、地盤の不同沈下等による転倒災害が続発しているため、車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、使用する機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法等を示した作業計画を作成し、これに基づき作業を行うこと。

イ 仮設用設備に係る安全性の確保

足場、型枠支保工等の仮設設備については、計画段階から安全面についての十分な検討を行い、これに基づき施工を行うことにより適正な構造要件を確保するとともに、施工中においても適宜点検、整備を励行することによりその安全の確保を徹底すること。また、足場、型枠支保工に使用される仮設機材の経年劣化については、平成 8 年 4 月 4 日付け基発第 223 号の 2「経年仮設機材の管理について」に基づき適切な管理を行うこと。

ウ リース業者等に係る措置の充実

リース業者が貸与する機械設備については、そのリース業者の責任において、当該機械設備の点検整備等の管理を行うとともに、貸与を受けた事業者においても十分なチェックを行う体制を整備すること。なお、移動式クレーン等をリースする業者であって自らの労働者がリース先の建設現場において移動式クレーン等を操作するものについては、法第 33 条第 1 項の措置とともに、事業者としてクレーン等安全規則等に定められた措置を講ずること。

エ 技術基準等の活用

最低基準としての法令の遵守はもとより、法第 28 条第 1 項に基づく「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針」、「可搬型ゴンドラの設置の安全基



準に関する技術上の指針」その他の工事中機械設備に係る各種技術基準を有効に活用すること。

(4) 適正な方法による作業の実施

作業主任者、職長等の直接指揮の下、適正な方法により作業を実施すること。

災害として最も多い墜落災害の防止については、足場の設置等による作業床の確保、開口部等についての囲い、手すりの設置を基本として行うこと。作業の性格上これが困難な場合には、必ず防網の設置、安全帯の使用等を行うこと。

また、土砂崩壊の防止については、掘削箇所及び周辺の地山について十分な調査を行い、その結果に基づく適切なこう配による掘削を行うこと。また、地山が崩壊するおそれのある場合には、土止め支保工の設置等適切な土砂崩壊防止措置を確実に講ずること。

(5) 安全衛生教育等の推進

ア 関係法令、法第 19 条の 2 第 2 項に基づく能力向上教育に関する指針、法第 60 条の 2 第 2 項に基づく安全衛生教育に関する指針及び平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号「安全衛生教育の推進について」をもって示した安全衛生教育推進要綱に基づき、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。また、職長等に対しては、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 40 条に示された事項の教育を実施するとともに、安全衛生責任者等に対しては、平成 12 年 3 月 28 日付け基発第 179 号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」、平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」に基づく教育を推進すること。

イ アの安全衛生教育の実施に関しては、基本的に本店、支店、営業所等の段階で安全衛生教育を計画的に実施すること。また、元方事業者においては、関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導・援助を徹底すること。

ウ 元方事業者は、関係請負人が新たに工事現場に就労する労働者に対して新規入場者教育を行う場合においては、適切な資料、場所の提供等を行うこと。なお、この場合、必要に応じ、元方事業者が自ら新規入場者教育を行うこと。

(6) 労働衛生対策の徹底

ア 労働衛生管理体制の整備等基本的対策の促進

建設業における労働衛生対策については、平成 9 年 3 月 25 日付け基発第 197 号「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について」、平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」、平成 10 年 12 月 22 日付け基安発第 34 号「酸素欠乏症等の防止対策の徹底について」、平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」、平成 15 年 5 月 29 日付け基発第 0529004 号「第 6 次粉じん障害防止総合対策の推進について」、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 027007

号「防毒マスクの選択、使用等について」、平成 17 年 3 月 31 日付け基発第 0331017 号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」、平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」等に示すところに留意し、

労働衛生管理体制の整備  
作業環境管理  
作業管理  
健康管理  
労働衛生教育

の実施を促進し、もって労働衛生対策を徹底すること。

#### イ アスベストばく露防止対策

アスベストを含有する建材については、既に製造、使用等が禁止されているが、今後アスベストを含有する建材を使用した建築物の解体等の作業が増加することが見込まれている。これらの作業を行う事業者においては、計画届又は作業届の適切な届出を行い、石綿障害予防規則に基づき、特に、以下に掲げるアスベストばく露防止対策を徹底すること。

建築物等についてアスベスト等の使用の有無の事前調査  
作業計画の作成及びその遵守  
吹き付けられたアスベスト等の除去を行う作業場所の確実な隔離措置  
アスベストが使用されている保温剤等の除去に係る立ち入り禁止等の措置  
アスベスト等の切断等の作業に係る湿潤化の措置  
呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の適切な使用及び管理  
石綿作業主任者の選任と職務の励行  
特別教育の実施

#### (7) 建設業附属寄宿舍

建設業附属寄宿舍については、安全衛生の確保はもとより寄宿舍に寄宿する労働者の福祉の向上のため広く住環境の整備を行うこと。

#### (8) 出稼労働者の労働条件確保

出稼労働者の労働条件の確保については、平成 3 年 11 月 21 日付け基発第 657 号「出稼労働者対策要綱の改正について」に基づき必要な措置を講ずること。

## 2 建設工事別における労働災害防止上の重点事項

### (1) ずい道建設工事

#### ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、次に示す事項を重点に実施すること。

(ア) 元方事業者においては、当該現場の規模に応じて統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を選任し、現場における統括管理を充実すること。

- (イ) 夜間、休日に工事を実施する場合には、当該工事現場において施工を統括管理する技術者が不在となり、その際、連絡調整等が不十分となり重大な災害が発生するおそれがある。このため、夜間、休日において工事を実施する場合には、これらの技術者が不在のまま工事が進められることのないよう、複数の元方安全衛生管理者の選任又はこれに準ずる能力を有する技術者の配置を進めること。
- (ウ) ずい道等の掘削作業又はずい道等の覆工の作業を行う場合には、それぞれ、ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者を選任し、その者の直接指揮により作業を実施すること。

## イ 災害防止対策の重点事項

### (ア) 工法別安全対策

最近5年間のずい道建設工事における死亡災害の原因を項目別に見ると、建設機械等、落盤、墜落等によるものの順となっているが、工法により災害の傾向が異なることから、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

#### a 山岳工法

##### (a) 建設機械等による災害の防止

山岳工法によるずい道掘削工事は、ドリルジャンボ、自由断面掘削機、ドラグ・ショベル等による掘削、トラクター・ショベル等による積込み、ダンプトラック等によるずりの積出し等建設機械等の導入による機械化の進展が著しく、作業能率を大きく向上させているが、反面、これらの建設機械等との接触等による災害が跡を絶たない。このようなことから、掘削、積込み作業時においてこれらの建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止又は誘導者の配置、運搬機械等の運行経路と歩道の分離等の措置を徹底すること。また、小断面のトンネルボーリングマシン（TBM）による掘削においては退避のための通路の確保及び避難訓練を確実にすること。

##### (b) 落盤、肌落ち等による災害の防止

切羽等における落盤、肌落ち、岩石の崩壊、崩落、土砂崩壊等による災害を防止するため、浮石の点検を実施するとともに、コンクリート吹付け及びロックボルト施工時における観察者の配置に留意すること。

#### b シールド工法

##### (a) 建設機械等による災害の防止

シールド機械にはさまれる、激突される等の災害を防止するため、点検時の機械の停止措置、稼働中のシールド前面への立入禁止措置等の接触予防措置を徹底すること。

比較的小断面のずい道工事における資材等の運搬方式として軌道方式が採用されることが多いが、シールド工事において軌道装置に挟まれる等の災害が発生していることから、通路の確保、回避所の設置等により狭あいな坑内における接触予防措置を徹底すること。

##### (b) 墜落災害の防止

発進たて坑における墜落災害を防止するため、開口部の囲い、手すりの設置、適切な昇降設備等の設置を徹底すること。

(c) 爆発火災による災害の防止

シールド工法は、都市部でのずい道建設工事において採用されることが多い工法であるが、地層によっては堆積した有機物の分解により可燃性ガスが突出しやすくなっている場合があるため、過去の周辺のずい道工事の施工記録、事前の調査結果等を踏まえた施工計画を作成するとともに、これに基づく可燃性ガスの定期的測定、換気設備の点検、整備等を徹底すること。また、ガス爆発、火災等の緊急時の避難、救護及び連絡の体制を確立すること。

c 推進工法

推進工法によるずい道工事のうち労働者が推進管内に立ち入るものについては、緊急時の迅速な避難等を考慮して、当面、内径 80cm 以上のヒューム管、さや管等を使用するように努めること。

また、たて坑における墜落防止措置、土砂崩壊災害防止措置等を徹底すること。

(イ) 労働衛生対策

a じん肺の予防

(a) ずい道建設工事においては、掘削に伴う土石の粉じんの発散、又はコンクリート吹付けに伴うコンクリート等の粉じんの発散により労働者の健康を害するおそれがあるので、粉じんの発散を防止するための湿式工法又は湿式吹付け機の採用、換気装置の設置等により作業環境の改善措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用を徹底する等、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」に基づく措置を徹底すること。

(b) 粉じん作業従事労働者に対するじん肺健康診断の実施を徹底し、産業医等による保健指導も含めた適正な健康管理を行うこと。

b 酸素欠乏症の防止

上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない地層、第1鉄塩類又は第1マンガン塩類を含有している地層等酸素欠乏危険場所に該当する地層に接し、又は通ずる立坑、ずい道等の掘削工事については、酸素濃度の測定及び換気を実施するとともに、酸素欠乏危険作業主任者の選任と職務の励行、保護具及び救護用具の備付け、特別の教育の実施等酸素欠乏症防止措置を徹底すること。

c 一酸化炭素中毒の防止

通気の不十分な場所において、内燃機関を用いた照明用発電装置、掘削機械等を使用する場合には、適切な換気の実施、保護具の着用等一酸化炭素中毒防止措置の実施を徹底すること。

d 振動障害の防止

できるだけ低振動・低騒音の振動工具を選定すること。加えて、さく岩機等振動工具を良好な状態で使用するため、振動工具管理責任者を選

任し、振動工具の点検整備を行わせること。

また、関係請負人が、新規入場者教育を労働者に行うに当たっては、振動障害の防止に係る教育を併せて実施すること。

さらに、適切な作業管理、健康管理を積極的に推進すること。

e 高気圧障害の防止

圧気シールド工法によるずい道掘削等圧気工法を採用する場合は、当該作業における高気圧障害を防止するため、高圧室内作業主任者を選任しその職務を適正に遂行させるとともに、作業時間及び減圧時間の適正な管理を行うこと。また、圧気シールド及び附属設備の保守点検を励行すること。

さらに、高圧室内業務従事労働者に対する高気圧業務健康診断の実施及び病者の就業禁止を徹底する等、適正な健康管理を行うこと。

(ウ) その他の留意事項

ダンプトラックによる坑外でのずり運搬作業において路肩から転落する災害が発生していることから、ずり運搬路等を新設する場合には、必要な幅員の確保、舗装の実施等運搬機械等による災害を防止するための措置の実施を推進すること。

建設工事の作業に熟練していない者を雇い入れる場合には、特に雇入れ時の教育を徹底するとともに、これらの労働者の適正配置及びこれらの労働者を指揮する職長等の教育について十分配慮すること。

山岳ずい道工事従事者については、建設労働手帳制度の周知徹底に留意すること。

(2) 橋梁建設工事

ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、次に示す事項を重点に実施すること。

(ア) 元方事業者においては、当該現場の規模に応じて統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を選任し、現場における統括管理を充実すること。

(イ) 橋桁の架設等の作業を行う場合には、橋の種類に応じて鋼橋架設等作業主任者又はコンクリート橋架設等作業主任者を選任し、その者の直接指揮により作業を実施すること。

(ウ) 鋼橋及びコンクリート橋の上部構造の架設等の作業において橋桁の落下等が発生すると重大な災害となるおそれが高いことから、当該作業を行う場合の適正な作業計画を作成すること。

イ 災害防止対策の重点事項

最近 5 年間の橋梁建設工事における死亡災害の原因を項目別にみると、墜落によるものが 4 割強を占めており、以下、建設機械等、クレーン等によるものとなっているが、特に次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

(ア) 墜落による災害の防止

つり橋、高架橋等の建設の作業において、型枠又は足場の組立中、足場

上での運搬作業中等での墜落による災害が依然として跡を絶っていない。  
このため、足場等の仮設設備の点検・整備の励行、防網及び親綱の設置、  
安全帯の使用を徹底すること。また、橋脚上等の橋梁自体からの墜落も発  
生しており、防網の設置及び親綱の設置等安全帯の取付け位置を確保した  
上での安全帯の使用等を徹底すること。

(イ) 建設機械等による災害の防止

建設機械との接触、路肩からの転落、ドラグショベルで吊った荷との接触等による災害が発生している。このようなことから、作業半径内の立入禁止又はこれが困難な場合の誘導者の配置、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持、路肩、傾斜地等で作業を行う際の誘導者の配置等の措置を徹底すること。また、車両系建設機械の運転業務従事者に対する法第60条の2に基づく安全衛生教育等に労働者を計画的に参加させること。

(ウ) クレーン等に係る災害の防止

橋梁建設の作業において移動式クレーンを使用して部材等の運搬作業中に荷が振れ、又は荷が落下することによる災害が多く発生している。このようなことから、つり荷の下及び上部旋回体の旋回範囲内への立入禁止措置を徹底すること。このため移動式クレーンを用いての作業を行う者の各々の間の連絡調整を十分行うこと。また、定格荷重を超えた荷のつり上げ、地盤の不同沈下による転倒災害も多発しているので、移動式クレーンに係る適切な作業方法の決定及びそれによる作業の実施、地盤の強化等の措置を徹底すること。

(エ) 型枠支保工の倒壊による災害の防止

コンクリート橋建設工事においてコンクリートの打設作業中等に型枠支保工が倒壊する災害を防止するため、型枠支保工の設計に当たっては水平荷重についての十分な検討を実施するとともに、部材の接合方法等を示した適切な組立図による施工の実施及び型枠支保工の組立て等作業主任者の選任及びその者の直接指揮による作業の実施により適正な構造要件を確保すること。

(オ) 高気圧障害の防止

圧気潜函工法を採用する場合には、当該作業における高気圧障害を防止するため、前記2の(1)イ(イ)eに記載した事項を重点に対策を講ずること。

(3) 道路建設工事

ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、次に示す事項を重点に実施すること。

(ア) 掘削及び土止め支保工の組立て作業については、作業主任者の直接指揮による作業の実施を徹底すること。また、掘削箇所及びその周辺の地山についての地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を観察する者並びに土止め支保工の設置状態、掘削用機械等の整備状態、照明の状態等を点検



する者を定めて、その職務を十分に行わせること。なお、観察・点検の結果、施工計画を変更する必要がある場合には、発注者の協力の下に早期にその計画を変更する等危害防止措置を講ずること。

- (イ) この種の工事においては、工事現場における教育の実施に困難な面が見られるので、元方事業者が推進主体となり、発注機関及び関係団体の協力を得て、計画的に実施するとともに、関係請負人に対して、その労働者を積極的に講習会等に参加させること。

#### イ 災害防止対策の重点事項

最近 5 年間の道路建設工事における死亡災害の原因を項目別に見ると、建設機械等、墜落、自動車等、土砂崩壊によるものの順となっており、特に、次の留意事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

##### (ア) 建設機械等による災害の防止

路肩、法面からの転落によるものが建設機械等による死亡災害の 3 割以上を占めていること、また、建設機械を用いた作業において、作業半径内で作業中の労働者がバケット等の作業装置に挟まれる、激突される、あるいは後退中の建設機械にひかれるといった災害も多発していることから、前記 2 の(2)イ(イ)に記載した事項を重点に対策を講ずること。

##### (イ) 墜落災害の防止

掘削に先立ち、木の伐採作業等を斜面上で行っていた労働者が転落する、あるいは路肩を通行中に谷へ転落する等の災害が多く発生している。斜面での作業においては、作業方法の決定及び周知徹底を図るほか、こう配が 40 度以上の斜面上で作業を行う場合は、安全な作業床の設置又は防網及び安全帯の使用を徹底すること。また、適切な通路の決定及びその周知徹底を行うこと。なお、通路については、墜落、転落のおそれのある箇所については、手すり等の設置を基本とすること。

##### (ウ) 自動車等による災害の防止

道路建設工事における自動車等による災害は、作業場内において発生したもののほか、通行中の一般車が作業場内に入ってきて発生したものや一般公道での交通事故が発生している。このため作業場内においては、貨物自動車の運行経路と歩道との完全な分離、掘削した土砂の積込み時の誘導者の配置を徹底すること。また、特に道路の補修工事等においては、工事に関係のない車の作業場内への進入を防ぐための警戒標識、案内、バリケードの設置を徹底すること。

##### (エ) 土砂崩壊災害の防止

地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。なお、点検者を指名し、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水及び凍結の状態の変化の点検を徹底すること。

特に、道路復旧工事は土砂崩壊のおそれのある箇所での工事が多いことから、そのおそれがある場合にはあらかじめ傾斜計の設置等により土砂崩壊の予知に努めること。

(オ) 振動障害の防止

タイタンパー等振動工具の使用による振動障害を防止するため、前記2の(1)イ(イ)dに記載した事項を重点に対策を講ずること。

(4) 小規模の上下水道等の建設工事

ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、前記2の(3)アに記載した事項を重点に実施すること。

イ 災害防止対策の重点事項

最近5年間の上下水道工事における死亡災害の原因をみると、建設機械によるものがその3割以上を占めているほか、以下、土砂崩壊、自動車等によるものの順となっており、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

(ア) 建設機械等による災害の防止

狭い公道上等で掘削機械を利用して溝掘削作業を行う場合には、公道を通る自動車や構築物等と当該掘削機械との間に労働者が挟まれる災害を防止するため、掘削用機械の旋回範囲内への立入りを禁止する等の措置を講ずること。

掘削機械を用いて、土止め用矢板、ヒューム管等のつり上げ作業を行う場合には、移動式クレーン又はクレーン機能を備えたドラグ・ショベルを使用すること。これが困難な場合には、適切なつり上げ用の器具の取付け、合図者の指名及びその者による合図の実施等安衛則第164条の規定を遵守した作業を徹底すること。

(イ) 土砂崩壊災害の防止

小規模な溝掘削作業においては、平成15年12月17日付け基発第1217001号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づき、土止め支保工の設置等の措置を講ずること。

多量の降雨等悪天候時には作業を中止すること。

(ウ) 自動車等による災害の防止

前記2の(3)イ(ウ)に記載した事項を重点に対策を講ずること。

(5) 土地整理土木工事

土地整理土木工事においては、建設機械等による災害が約2割5分を占め、以下、土砂崩壊等による災害が多く発生していることから、これらの災害を防止するため、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

建設機械等を用いた作業の際の作業半径内の立入禁止、誘導者の配置  
運搬機械等の運行経路と歩道との完全な分離、積込み時の誘導者の配置  
事前調査結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置

(6) 河川土木工事

河川土木工事においては、建設機械等による災害が3割以上を占め、以下、墜落、土砂崩壊による災害が多く発生していることから、これらの災害を防止するため、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。なお、土

石流危険河川については、平成 10 年 3 月 23 日付け基発第 120 号「土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について」に基づく措置を講じること。

建設機械等を用いた作業の際の作業半径内の立入禁止、誘導者の配置  
運搬機械等の運行経路と歩道との完全な分離、積込み時の誘導者の配置  
安全な作業床の設置又は防網及び安全帯の使用並びに適切な通路の決定及び周知徹底

事前調査結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置

#### (7) 砂防工事

砂防工事においては、墜落による災害が約 4 割を占め、以下、建設機械等による災害、土砂崩壊による災害となっていることから、これらの災害を防止するため、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

安全な作業床の設置又は防網及び安全帯の使用並びに適切な通路の決定及び周知徹底

建設機械等を用いた作業の際の作業半径内の立入禁止、誘導者の配置  
運搬機械等の運行経路と歩道との完全な分離、積込み時の誘導者の配置  
事前調査結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置

#### (8) 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事

##### ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、次に示す事項を重点に実施すること。

(ア) 工事現場には多くの職種の関係請負人が入場して作業を行うことから、元方事業者においては、当該現場の規模に応じて統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を選任する等により現場における統括管理を充実すること。

(イ) 掘削作業、鉄骨の組立ての作業、型枠支保工の組立ての作業等については、作業主任者の直接指揮による作業の実施を徹底すること。

(ウ) 新規入場者教育については、新たに現場に就労する関係請負人の労働者に対して、現場全体の状況、現場内の危険箇所についての周知を確実にすること。

##### イ 災害防止対策の重点事項

##### (ア) 工事別安全対策

最近 5 年間の鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における死亡災害の原因を見ると、墜落によるものが 5 割以上を占めており、以下、建設機械等、飛来・落下、倒壊、クレーン等によるものとなっているが、工事により災害の傾向が異なることから、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

##### a 土工事、杭工事等

土工事、杭工事等においては、狭あいな敷地内で掘削用建設機械等と

労働者がふくそうして作業を行うことによる挟まれ、激突災害や地盤が軟弱なことにより基礎工事用建設機械が転倒することによる災害が発生している。このようなことから、掘削作業半径内の立入禁止措置の徹底、基礎工事用建設機械を使用して仕事を行う関係請負人に対する元方事業者による転倒防止のための技術上の指導及び地盤強化、鉄板の提供等の援助を行うこと。

## b 躯体工事

### (a) 墜落による災害の防止

鉄骨の組立て作業中に梁上から墜落する災害が多発していることから、つり足場の設置又は防網及び安全帯の使用を徹底すること。

また、型枠支保工の組立てあるいは解体作業中に足場から墜落する災害も跡を絶っていないことから、当該足場における作業床端部の手すりの設置又は防網及び安全帯の使用を徹底すること。

さらに、足場の組立てあるいは解体作業中の墜落災害も多く発生していることから、平成 15 年 4 月 1 日付け基発第 0401012 号「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づく措置の実施を図ること。

### (b) 型枠支保工の倒壊等による災害の防止

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事においてコンクリートの打設作業中に型枠支保工等が崩壊したことによる重大な災害が発生している。このようなことから、設計に当たっては水平荷重についての十分な検討を実施するとともに、部材の接合方法等を示した適切な組立図による施工の実施並びに型枠支保工組立て等作業主任者の選任及びその者の直接指揮による作業の実施により適正な構造要件を確保すること。

## c 外部仕上工事

### (a) 墜落による災害の防止

高層ビルの PC (プレキャストコンクリート) パネルやカーテンウォールの取付け等の外部仕上工事において、パネル等の取付け時の墜落災害が発生していることから、パネル取付用足場及び親網の設置等の墜落防止対策を徹底するとともに、朝礼時等においてクレーンの合図の統一等の調整を行うこと。また、建物内部からパネルの取付作業を行うことができる部材や器具を使用する等作業方法の改善に努めること。

### (b) 飛来落下による災害の防止

工具類等が落下し、地上で働いている労働者や通行人が被災する災害が発生している。このため、パネル等の補助吊ロープはパネルのセット完了まで外さない、工具類は作業員と結びつけておく等の飛来落下による災害防止対策を徹底すること。また、上層部と下層部において、同時作業が行われないよう、作業工程を調整しておくこと。

## d 内部仕上工事

### (a) 墜落による災害の防止

内部仕上工事における開口部等から墜落を防止するため、元方事業者

は、現場で新たに作業を行う関係請負人に対して開口部の箇所を確実に通知すること。

また、いわゆる「うま」を、足がかりとして使用しないよう徹底すること。

(b) 木材加工用機械による災害の防止

木材加工用機械による災害を防止するため、平成 10 年 9 月 1 日付け基発第 520 号の 2「木材加工用機械災害防止対策推進運動の実施等について」に基づく措置を徹底すること。

(イ) クレーン等による災害の防止

杭工事等においては、基礎杭のつり上げ、移動等の作業を移動式クレーンが基礎工事用建設機械を補助して行うが、この際には地盤の状態を事前に把握した上で地盤強化を行う等地盤の状況に応じた必要な転倒防止措置を講ずること。

クレーンによる鉄骨等の運搬作業時においては、飛来落下災害が多発していることから、クレーンを用いての作業を行う者各々の間の連絡調整を十分に行わせることにより、つり荷の下の立入禁止措置を徹底すること。

また、移動式クレーンを用いて作業を行う場合は、搬入された荷を卸す等の短時間作業においても、鉄板の敷設、アウトリガーの最大張出し等の転倒防止措置を徹底するとともに、適切な作業方法の決定及びそれによる作業の実施を徹底すること。

なお、玉掛け作業については、平成 12 年 2 月 24 日付け基発第 96 号「玉掛け作業の安全に係るガイドラインの策定について」に基づく措置を徹底すること。

(ウ) 労働衛生対策

a 有機溶剤中毒の防止

内部仕上工事の防水・塗装作業において有機溶剤中毒が多発していることから、十分な労働衛生教育を実施するとともに、適切な換気の実施、呼吸用保護具の使用並びに有機溶剤作業主任者の選任及びその者の直接指揮による作業の実施を徹底すること。

b 一酸化炭素中毒の防止

地下防火水槽工事等において、コンクリート養生に用いる練炭等から発生する一酸化炭素による中毒を防止するため、養生後、水槽等の内部へ立ち入る際の換気、濃度測定等必要な措置を徹底すること。

(9) 木造家屋等低層住宅建築工事

平成 8 年 11 月 11 日付け基発第 660 号の 2「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について」に基づく措置を徹底すること。

(10) 電気・通信工事

ア 安全衛生管理の充実

(ア) 安全衛生管理体制を確立するとともに、選任された安全管理者又は安全衛生推進者に作業現場を巡視させる等により工事現場の作業の安全化を図ること。



(イ) 高圧・特別高圧電気取扱作業者に対する特別教育の実施その他の安全衛生教育を計画的に実施すること。

イ 災害防止対策の重点事項

電線等の電気・通信設備の設置作業において墜落災害が多発していること及び電力用ケーブル敷設等の作業において感電災害が多発していることから、これらの災害を防止するため、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずること。

(ア) 高所作業における安全な作業床の設置又は安全帯の使用

(イ) 高所作業車を使用する場合における作業指揮者の指名及び当該高所作業車の転倒防止

(ウ) 活線作業又は活線近接作業を行う場合における絶縁用保護具等の着用等

(11) 機械器具設置工事

ア 安全衛生管理の充実

安全衛生管理体制を確立するとともに、選任された安全管理者又は安全衛生推進者に作業現場を巡視させる等により現場の作業の安全化を図ること。

イ 災害防止対策の重点事項

機械器具設置工事においては、墜落災害が多発していることから、安衛則第518条第1項又は第519条第1項に規定する安全な作業床の確保を基本とし、脚立、移動はしご等の器具の使用はできるだけ避けること。

また、エレベーターや立体駐車場等の昇降路内で作業する場合には、上層部と下層部で同時作業が行われないよう作業工程の調整を行うとともに、各階の扉には「作業中」であることを表示しておくこと。さらに、ピットスイッチ等で搬器が動かないようにしてから昇降路内部に入ること。

また、通風不十分な屋内作業においてアーク溶接を行う場合には、換気を行うことにより作業場所の空気中の一酸化炭素濃度を日本産業衛生学会で示されている許容濃度である50ppm以下に保つ等必要な措置を講ずること。

(12) 解体工事及び改修工事

ア 安全衛生管理の充実

工事現場における安全衛生管理の充実を図るため、次に示す事項を重点に実施すること。

(ア) 元方事業者においては、当該現場の規模に応じて統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を選任する等により現場における統括管理を充実すること。

(イ) 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体等の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、その者に、作業の方法及び労働者の配置を決定させ、作業を直接指揮させること。

(ウ) 新規入場者教育については、新たに現場に就労する関係請負人の労働者に対して、現場全体の状況、現場内の危険箇所についての周知を確実にを行うこと。

イ 災害防止対策の重点事項

(ア) 解体工事

解体工事中に突然梁や壁が倒壊し、労働者はもとより周辺住民をも巻き込む災害が発生しているが、この要因として、構造物が設計図書と異なっていたり、鋼材が予想以上に劣化していたこと等も見受けられることから、これらの災害を防止するため、特に、次の事項を重点に労働災害防止対策を講ずる。

工事開始前に建築物はもとより周囲の状況を含んだ危険性又は有害性等の調査を十分に行い、これに基づき、作業の方法、順序、控え等の設置方法等が示された作業計画を策定すること。

作業計画で想定していなかった事態が生じた場合には、安全が確認できるまで作業を中断すること。

#### (イ) 改修工事

改修工事においては、スレート屋根等からの墜落や爆発災害が発生している。この要因として、短期間の工事であることを理由に適切な安全対策が講じられていなかったり、元栓を閉めずにガス管を撤去しようとしたこと等が見受けられることから、作業計画には、足場や踏み板の設置はもとより、ガス会社等への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

#### ウ アスベストばく露防止対策等

解体工事や改修工事に際しては、石綿障害予防規則に基づき、前記1の(6)イに記載した事項を重点に対策を講ずること。

なお、粉じん障害防止規則(以下「粉じん則」という。)別表に掲げる粉じん作業に該当する作業を行う場合には、呼吸用保護具の着用を徹底する等、粉じん則に基づく措置を徹底すること。



# 1 資格を必要とする作業一覧

H28.7.1

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
クレーン等	クレーンの運転（運転室がついているもの）	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務				ク則-22
		つり上げ荷重 5 t 未満の運転の業務				安則-36
	床上操作式クレーンの運転（運転手が荷の移動とともに移動するもの）	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務				ク則-22
		つり上げ荷重 5 t 未満の運転の業務				安則-36
	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重 5 t 以上の運転の業務				ク則-68
		つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の運転の業務				ク則-68
		つり上げ荷重 1 t 未満の運転の業務				安則-36
	玉掛け作業	つり上げ荷重 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務				ク則-221
		つり上げ荷重 1 t 未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務				安則-36
	巻上げ機の運転	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト以外）の運転の業務				安則-36
建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務				安則-36	
ゴンドラの操作	ゴンドラの操作の業務				安則-36	
揚貨装置の運転	制限荷重 5 t 以上の運転の業務				令-20	
	制限荷重 5 t 未満の運転の業務				安則-36	
建設機械等	ブルドーザー、ショベル等の車両系建設機械（整地、運搬、積込み及び掘削用）の運転	ブルドーザー、モーターグレーダー、ショベル、クラムシェル、バケット掘削機等の運転の業務（ただし、道路上の走行運転には、運転免許が必要）	機体重量 3 t 以上のもの			令-20
			機体重量 3 t 未満のもの			安則-36
	解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）を用いる車両系建設機械の運転	解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）を用いて工作物の解体、破壊又はコンクリート、岩石の破砕の作業	機体重量 3 t 以上のもの			令-20
			機体重量 3 t 未満のもの			安則-36
	くい打機、くい抜機等の車両系建設機械（基礎工事用）の運転	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等の運転の業務	機体重量 3 t 以上のもの			令-20
			機体重量 3 t 未満のもの			安則-36
	くい打機等の基礎工事用建設機械の運転	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できないものの運転の業務				安則-36
	くい打機等の作業装置の操作	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作の業務				安則-36
コンクリートポンプ車の操作	コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務				安則-36	
ローラーの運転	タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、タンピングローラー等の運転の業務				安則-36	
ポーリングマシンの運転	ポーリングマシンの運転の業務				安則-36	
運搬・荷役機械等	ショベルローダー等の運転	最大荷重 1 t 以上のショベルローダー、フォークローダーの運転				令-20
		最大荷重 1 t 未満のショベルローダー、フォークローダーの運転				安則-36
	フォークリフトの運転	最大荷重 1 t 以上のフォークリフトの運転の業務				令-20
		最大荷重 1 t 未満のフォークリフトの運転の業務				安則-36
	不整地運搬車の運転	最大積載量 1 t 以上の不整地運搬車の運転の業務				令-20
		最大積載量 1 t 未満の不整地運搬車の運転の業務				安則-36
	高所作業車の運転	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車の運転の業務				令-20
		作業床の高さが 2 m 以上 10 m 未満の高所作業車の運転の業務				安則-36
軌条動力車の運転	軌道により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務				安則-36	
タイヤの空気の充てん	自動車用タイヤに空気圧縮機（コンプレッサ）を用いてタイヤに空気を充てんする業務				安則-36	
解体	コンクリート工作物の解体の作業	高さ 5 m 以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（作業主任者）				安則-517の17
	コンクリート破砕器を使用する作業	コンクリート破砕器を使用する作業（作業主任者）				安則-321の3

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
足場	足場の組立て、解体等の作業	つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）				安則-565
	足場の組立て、解体等の作業	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。）				安則-36
掘削	地山の掘削の作業	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業（作業主任者）				安則-359
	土止め支保工の組立て、解体等の作業	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業（作業主任者）				安則-374
	採石のための掘削作業	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業（作業主任者）				安則-403
高所	ロープ高所作業	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。）				安規-539の2
型枠	型わく支保工の組立て、解体等の作業	型わく支保工の組立て又は解体の作業（作業主任者）				安則-246
木工	木工加工用機械を使う作業	丸のこ盤、帯のこ盤等の木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業（作業主任者）				安則-129
鉄骨	建築物等の鉄骨の組立て、解体等の作業	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材で構成される高さ5m以上の物の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）				安則-517の4
橋梁等	鋼橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成される高さ5m以上のもの又は支間30m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）				安則-517の8
	コンクリート橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、コンクリート造で高さ5m以上のもの又は支間30m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）				安則-517の22
	ジャッキ式つり上げ機械の運転の業務	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				安則-36
木造	木造建築物の組立て等の作業	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（作業主任者）				安則-517の17
はい	はい付け、はいくずしの作業	高さが2m以上となるはい付け、はいくずしの作業（作業主任者）				安則-428
ずい道	ずい道等の掘削の作業	掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹き付けの作業（作業主任者）				安則-383の2
	ずい道等の覆工等の作業	ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設の作業（作業主任者）				安則-383の4
	ずい道内の作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業				安則-36
粉じん	特定粉じんの作業	常時特定粉じん作業に係る業務				安則-36
火薬	発破の作業	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）				令-20
	火薬類取扱いの保安と業務	火薬類取扱い保安責任者、副保安責任者の業務				火法-30
溶接	ガス溶接の作業	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業（作業主任者）				安則-314
		可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業				令-20
	アーク溶接の作業	アーク溶接の作業				安則-36
酸欠	酸素欠乏危険場所における業務	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における業務（作業主任者）				酸欠則-11
		酸素欠乏危険作業に係る業務				安則-36
電気	電気取扱いの業務	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出した開閉器の操作				安則-36
砥石	研削といし取替等の業務	グラインダー、高速カッター等のといしの取替え又は取替え時の試運転の業務				安則-36
ボイラー等	ボイラーの溶接	ボイラーの溶接の業務				ボ則-9
	ボイラーの取扱い	ボイラーの取扱いの業務				ボ則-23
		小型ボイラーの取扱いの業務				安則-36
	ボイラーの整備	ボイラーの整備の業務				ボ則-35
ボイラーの据付け	ボイラーの据付けの業務（作業主任者）				ボ則-16	

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
放射線	エックス線の業務	放射線作業に係る業務（作業主任者）				電則-46
	ガンマ線により写真撮影	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務（作業主任者）				電則-52の2
	透過写真の撮影の業務	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務				安則-36
	核燃料物質等の取扱いの業務	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取扱う業務				安則-36
塗料等	特定化学物質を取り扱う作業	特定化学物質等（クロム、硫酸等）を製造し、又は取扱う作業（作業主任者）				特化則-27
	有機溶剤の取扱いの業務	屋内作業場、タンク等で有機溶剤及び有機溶剤の含有率が5%を超えるものを取扱う業務（作業主任者）				有機則-19
	鉛等を取り扱う作業	鉛ライニング作業及び含鉛塗料が塗布された鋼材の溶接、溶断作業又は含鉛塗料のかき落としの作業（作業主任者）				鉛則-33
高気圧作業	高圧室内の作業	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）				高圧則-10
		高圧室内作業に係る業務				高圧則-11
	潜水の作業	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務				高圧則-12
	圧縮機の操作の作業	作業室又は気こう室に送気するためコンプレッサーを運転する業務				高圧則-11
	送気の調節の作業	作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うための弁又はコックの操作				高圧則-11
	加圧、減圧の作業	高圧室内作業に加減圧を行うための弁又はコックの操作				高圧則-11
	再圧室の操作の作業	再圧室を操作する業務				高圧則-11
産業機械	動力プレスの作業	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業（作業主任者）				安則-133
	金型の取外し業務	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械もしくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け等の作業				安則-36
	産業用ロボットの可動範囲内等における業務	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査、修理若しくは調整及び可動範囲外において行う教示等に係る機器の操作の業務				安則-36
造材	チェーンソーを取扱う作業	チェーンソーを用いて立木の伐木造材等の業務				安則-36
林業機械等	車両系木材伐出機械	伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務				安則-36

## 2 明り掘削の作業

掘削面勾配（手堀り）の基準

地山及び対象物	掘削の高さ及び勾配	勾配等の状況
すかし堀り	全面禁止	
岩盤又は堅い粘土からなる地山	高さ5m未満の場合 90°以下 高さ5m以上の場合 75°以下	
発破等による崩壊しやすい状態	高さ2m未満又は 45°以下	
砂からなる地山	高さ5m未満又は 35°以下	
その他の地山	高さ2m未満の場合 90°以下 高さ2m以上5m未満の場合 75°以下 高さ5m以上の場合 60°以下	
掘削面の上部に水平段が奥行2m以上あるときは別な勾配として計算する。（AとBの勾配）		
埋設物・コンクリート塀、擁壁等の建築物に近接する箇所での掘削	（埋設箇所） 壁、塀、水道管、ケーブル、ガス管、下水管	（措置） 1 掘削機械等の使用禁止 2 補強、一時撤去、しゃ断等は作業指揮者の指揮によること。

（安衛則 356、357、362、363）

岩の分類表（建設省）

名称	岩質の程度	摘要
軟岩（ ）	第3紀の岩石で固結程度が弱いもの。風化がはなはだしく、きわめてもろいもの。指先で離し得る程度のもので、き裂間の間隔は1～5cmぐらいのもの。	岩石工積算の適用範囲 その他の地山 岩盤
軟岩（ ）	第3紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が、そうとう進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの。離れやすいもの。き裂間の間隔は、5～10cm程度のもの。	
軟岩（ ）	凝灰質で硬く固結しているもの。風化は目にそって、そうとう進んでいるもの。き裂間の間隔は10～30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異種の岩が硬い互層をなしているもので層面を楽に離しうるもの。	
中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のようにち密でないが、そうとうの硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔が30～50cm程度のき裂をゆうするもの。	
硬岩（ ）	花崗岩、結晶岩など全く変化していないもの。き裂間の間隔は1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るもの。	
硬岩（ ）	けい岩、角せん岩など石英質に富んで岩質が硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	

切土の標準法面勾配

地山の土質及び地質		切土高	勾配（割）	度
硬岩			0.3～0.8	73～51
軟岩			<u>0.5～1.2</u>	<u>63～40</u>
砂			1.5～	34～
砂質土	締まっているもの	5m以下	0.8～1.0	51～45
		5～10m	1.0～1.2	45～40
	ゆるいもの	5m以下	1.0～1.2	45～40
		5～10m	1.2～1.5	40～34
レキ質土 岩塊又は玉石まじりの砂質土	締まっているもの、又は粒度分布の良いもの	10m以下	0.8～1.0	51～45
		10～15m	1.0～1.2	45～40
	締まっていないもの、又は粒度分布の悪いもの	5m以下	1.0～1.2	40～34
		5～10m	1.2～1.5	40～34
粘土、粘質土		10m以下	0.8～1.2	51～40
岩塊又は玉石まじりの粘質土、粘土		5m以下	1.0～1.2	45～40
		5～10m	1.2～1.5	40～34